

「かんぽ生命の学資保険の改定」について

社団法人 生命保険協会
平成24年10月11日

生命保険協会の基本スタンス

●郵政民営化にあたっては、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現につなげ、国民の利益を増大させることが必要である。

●この実現のためには、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が前提となる。

●「公正な競争条件の確保」および「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額の引上げや業務範囲の拡大は容認できない。

●今般の学資保険の改定に関する当会の意見を踏まえ、郵政民営化委員会において、公正・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な調査審議を行っていただくことを強く要望。

公正な競争条件の確保について

- 学資保険の改定の調査審議にあたっては、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」が必須。

《郵政民営化法第138条第4項》

- ・ ・ ・次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
 - 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - 二 郵便保険会社の経営状況

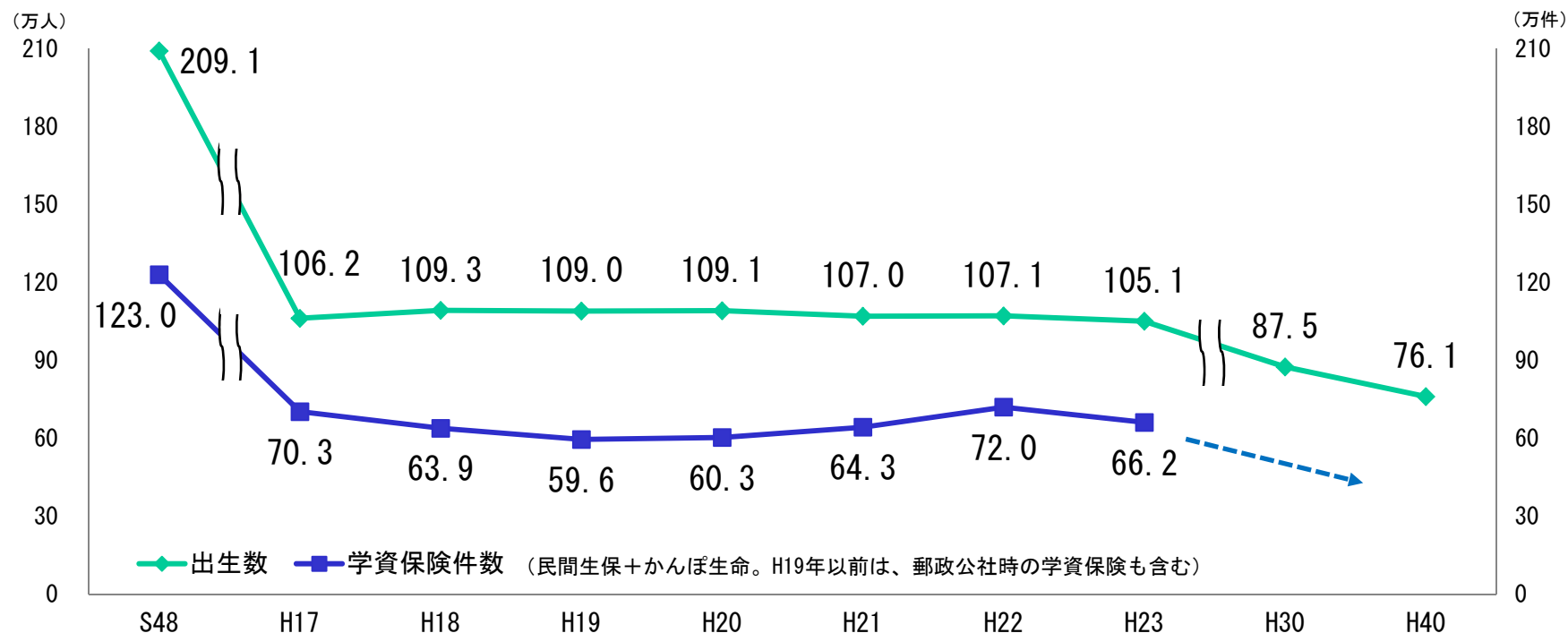
- 改正郵政民営化法では、株式処分の明確な期限が付されていないため、かんぽ生命への間接的な政府出資が恒久的に続いて、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じる様な状態では、「公正な競争条件」が確保されない懸念がある。

- 日本郵政の事業計画において、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命に対する間接的な政府出資の解消に向けた取組みが進められなければ、一般の学資保険の改定は到底容認できない。
- 金融二社の株式に対する市場の評価が日本郵政の株式価値に多大な影響を与えたとの前提に立てば、日本郵政の株式処分計画が示される際には、当然にかんぽ生命の株式処分計画も示されるべき。

- 「郵政グループビジョン2021」において、金融二社の株式処分について特段の記載はなく、学資保険の改定は到底容認できない。

学資保険マーケットについて①

【学資保険マーケットの状況】



出典：インシュアランス生命保険統計号、生命保険事業の概況、人口動態統計

- 出生数は昭和48年をピーク（約209万人）に減少を続け、平成23年の出生数はピークの約半分（約105万人）の水準。今後も出生数の減少傾向は続き、学資保険マーケットは更に縮小する見込み。

学資保険マーケットについて②

【かんぽ生命の学資保険マーケットシェア】

◎ H23年度学資保険新契約件数・シェア

・ 件数 約 **22万件** ・ シェア **33.5%** (業界トップ)

出典: 生命保険事業の概況、ディスクロージャー資料

●かんぽ生命の学資保険は、H23年度販売件数実績で3割を超える業界トップシェアを占めており、既に民間生命保険会社と相当な競合状態にあり、民業を圧迫している状況。

●学資保険の特性として、学資保険の加入をきっかけにそのご家族の死亡保障商品等に参加されるお客様や、満期を迎えた後も継続してその保険会社と取引を続けて行くお客様がいることが挙げられる。

※H24. 9. 20郵政民営化委員会ヒアリング資料では「ファーストコンタクトの商品として学資保険は重要」と記載

- 「公正な競争条件」が確保されていないなかでの学資保険の改定は、学資保険マーケットのみならず死亡保障マーケット等においてさらに民業を圧迫する懸念があり、民間生命保険会社の経営に対して与える影響は極めて大きい。
- 郵政民営化法において「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮すると規定されており、マーケット状況等を十分に踏まえれば、「公正な競争条件」が確保されない懸念があるなか、学資保険の改定は到底容認できない。

かんぽ生命のビジネスモデルについて

《かんぽ生命の認可申請理由》

学資保険の改定により、商品の魅力を向上させ、収益の確保による経営の安定化を図ることが、株式上場に向け市場の高い評価を得ていくために必要である。

- かんぽ生命のビジネスモデルの具体像やかんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みは未だ示されておらず、新たなビジネスモデルにおける学資保険の改定の位置付けや収益想定等は不透明。

※「郵政グループビジョン2021」においても、ビジネスモデルの具体像や収益想定等は示されず。

- かんぽ生命のビジネスモデルの具体像が早期に示されるべきであり、ビジネスモデルの革新は、「公正な競争条件の確保」および「適切な態勢整備」が図られることを前提として、生命保険市場の機能を歪めない形で進められるべき。

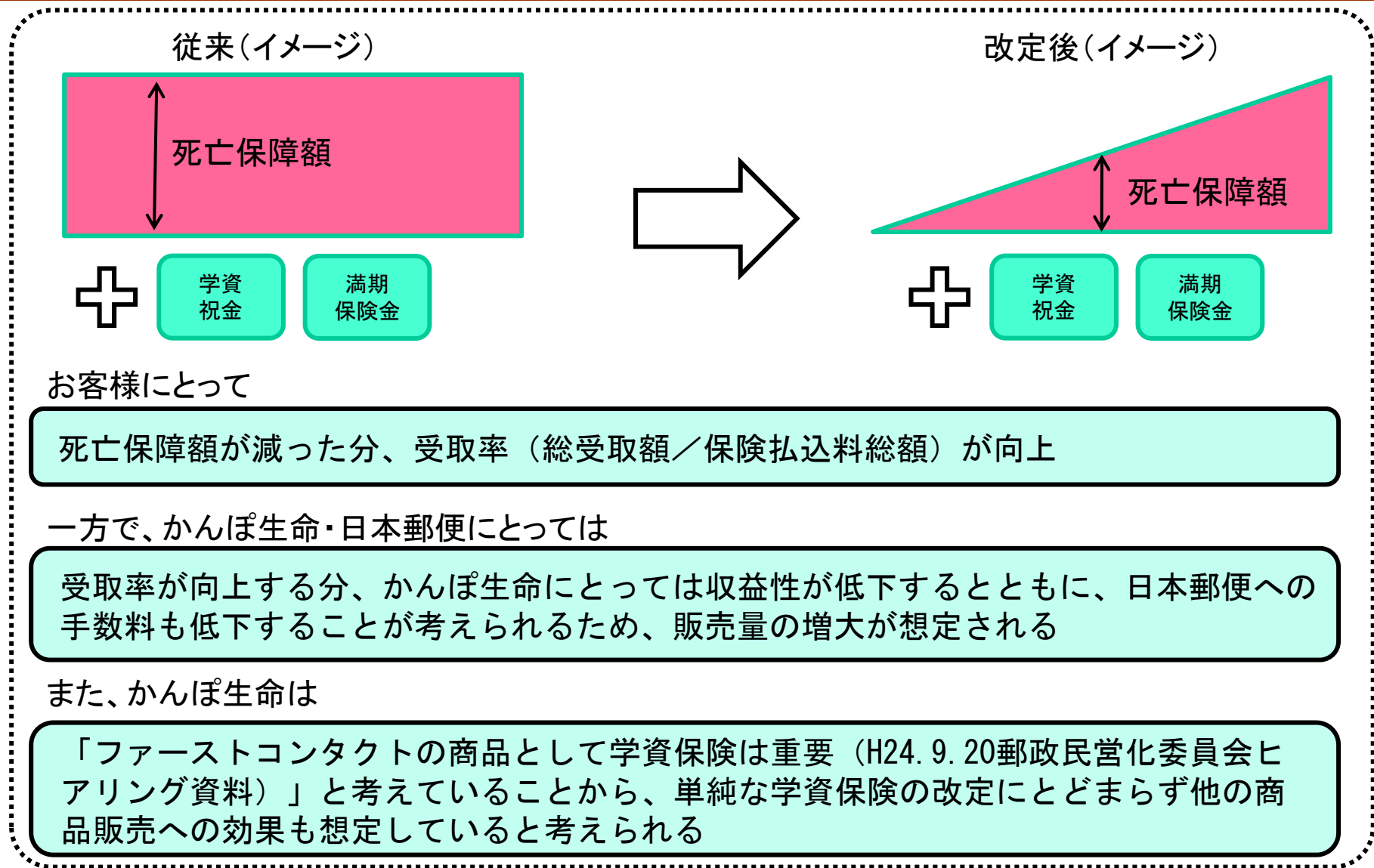
⇒学資保険の改定だけを先行して審議すべきではない。

- 郵政民営化委員会において、ビジネスモデルの具体像等が検証される過程で、今般の学資保険の改定が、「所見」で示された「民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化」といった勘案事項にどのように貢献・寄与するか十分かつ慎重に検証を行うことが必要。

学資保険の商品内容や収益面の検証等のみでは不十分であり、こうした検証が行われなければ、学資保険の改定は到底容認できない。

- 「郵政グループビジョン2021」において、ビジネスモデルの具体像等が示されておらず、学資保険の改定は到底容認できない。

学資保険の改定の留意点



●学資保険のみならず、他の商品の販売目標および収益想定も踏まえた十分な確認・検証が必要